

確認申請 ～ 大河原土木かわら版 ～

- ◎法第22条区域内でのポリカーボネート板による屋根仕上げの制限について
- ◎2階ルーフバルコニー仕上げのFRP露出防水について
- ◎木造耐震壁(壁倍率2.5倍の場合): 法で定められた釘(N50)での施工を
- ◎建築基準法第43条第1項但し書きの規定による許可の同意 Q&A



(法第22条区域内) ポリカーボネート板による屋根仕上げの制限

- 自動車車庫 (床面積が30㎡以下のものに限る)
- × 物干し場等のテラス・サンルームには使用できません。

建築基準法第22条第1項及び第63条区域では屋根不燃化を義務としております。

屋根仕上げ材を、鉄板、瓦、ガラス、網入ガラスなどの不燃材を使用すれば問題はないのですが、ポリカーボネート板は、不燃材で無いので、テラス・サンルームには使用は認められておりません。

ただし、国土交通大臣の認定を受けたポリカーボネート板で「不燃性の物品を保管する倉庫に類する用途」(H12建告1434号)に供する建築物はふくむことができます。

● ふくことができるポリカーボネート板の例

国土交通大臣認定番号・・・DW-9054等
 材質・・・・・・・・・・ポリカーボネート板
 認定年月日・・・・・・平成14年5月10日
 構造・・・・・・・・・・屋根以外の主要構造部は準不燃材とする。
 用途： 不燃性の物品を保管する倉庫に類する用途と同等以上に
 火災の発生のおそれの少ない用途の例：
 a. 通路、アーケード、休憩所
 b. 十分に外気に開放された停留所、自転車置場、
 自動車車庫 (床面積が30㎡以下のものに限る)、
 c. 機械製作工場

● その他 既製品によるカーポート (車庫) の Check POINT

POINT 1 確認申請手続きは、必要になりますか。

- ① 宮城県内に新築する場合は面積の大小にかかわらず確認申請が必要です。増築で延べ面積が10㎡を超える場合は確認申請が必要です。ただし、防火・準防火地域では1㎡でも必要です。
- ② 工事前仮設建築物、災害応急復旧用建築物は確認を必要としません。
- ③ 構造が仮設的(プレハブ等)であっても②に該当しなければ確認が必要です。

POINT 2 建築場所による垂直積雪量以上の製品を選定して下さい。
 なお、大河原土木事務所管内の垂直積雪量は、ホームページ
 宮城県庁 → 土木部 → 大河原土木事務所でご確認下さい。
 (例) 大河原町・柴田町: 垂直積雪量=40cm

(法第22条区域内)

2階ルーフバルコニー仕上げのFRP露出防水について

法第22条区域内及び準防火地域内に用いるFRP露出防水は国土交通大臣認定品であることが義務づけられております。

例： 認定番号DR-0000号等

認定工法は、下地材を含めた施工条件が定められておりますので、認定内容を確認し施工して下さい。

○ 完了時の提出書類

完了検査時に、施工されたポリカーボネート板及びFRP露出防水など認定番号が分かる出荷証明・品質証明等で確認させていただきますのでご協力をお願いします。

★ 木造耐震壁(壁倍率2.5倍の場合)：法で定められた釘(N50)での施工を・・・☆

建築基準法の仕様規定による、構造用合板をN50釘で施工した場合の壁倍率は「2.5」となっておりますが、N50釘以外の細い梱包用の釘での施工(仕様規定の34%減)やN50釘を使用しているがめり込みが大きい場合は、壁倍率の数値が低くなり耐震性が低い建物となります。そのため、中間検査時に、施工のやり直しや増し打ちでの改善をお願いすることになりますので、釘1本毎、正確に施工をお願いします。

★★ 建築基準法第43条第1項ただし書の規定による許可の同意 Q&A ☆☆

都市計画区域内では、建築物の敷地は、法第42条により道路に2メートル以上接しなければならない。ただし、その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の国土交通省令で定める基準に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したのものについては、この限りでない定められております。

確認申請を行う前に建築基準法第43条第1項ただし書の許可を受ける場合の権利者の同意等についてのQ&Aは下記のとおりです。

Q1: 道の部分の土地の所有者の同意書には、印鑑証明書が必要になりますか。

A1: 「道」を公が所有するものでない場合は、権利を有する者の同意書が必要であり、この者が同意をしていることを証明するため印鑑証明書が添付された同意印が必要です。

Q2: 抵当権が設定されている場合抵当権者の同意が必要ですか。

A2: 上記と同様、抵当権者の同意が必要です。

Q3: 登記簿記載の所有者が死亡していた場合は、相続人全員の同意が必要になりますか。その場合、同意書には、印鑑証明書が必要になりますか。

A3: 道の部分の土地の相続人全員の同意印及び印鑑証明書が必要です。

※ 申請者の皆様へ **年末の現場検査日程のお知らせ** ……☆☆
平成22年も残りあとわずかとなりました。年末は、事務手続きや書類整備等のため、**完了検査・中間検査**等は12月22日を最終といたしますのでご協力お願い申し上げます。

(大河原土木事務所 建築班一同)